

■寄付金に対する免税措置のお知らせ

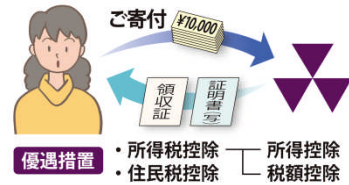
寄付者が個人の場合

新たに「税額控除」の制度が導入されました。

学校法人同志社に対するご寄付は、税制上の優遇措置(寄付金控除)を受けることができます。

平成23年度税制改正により、従来までの「所得控除」に加え、新たに「税額控除」の制度も適用されることになりました。寄付者はどちらか一方の制度を選択できます。

※税額控除は、平成23年1月1日以降のご寄付が対象となります。「税額控除」と「所得控除」のどちらの控除制度についても寄付金の年間総所得額の40%に相当する金額が限度となります。



●比較例
(課税される年間所得が500万円の方)

寄付金が10万円の場合

※あくまで目安としてお取り扱ってください。

メリットが大きいどちらかを選択

新 税額控除

所得税率に関係なく、所得税額から直接寄付金額の一定割合が控除されます。(所得税額の25%が上限額)

寄付金額	適用下限額	控除率	減税額
(10万円)	2,000円	40%	39,200円

課税される年間所得額に関わらず定率

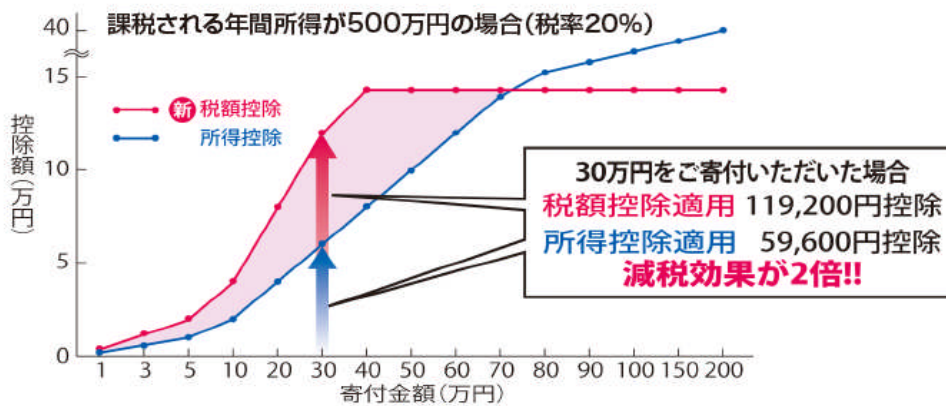
所得控除

所得金額に応じた税率を掛けて控除額を決定します。所得金額に比して寄付金額が大きい場合には、税額控除より減税効果が大きくなります。

寄付金額	適用下限額	所得税率	減税額
(10万円)	2,000円	20%	19,600円

課税される年間所得額に応じて5%~40%の段階

税額控除で大きな減税効果 最大2倍

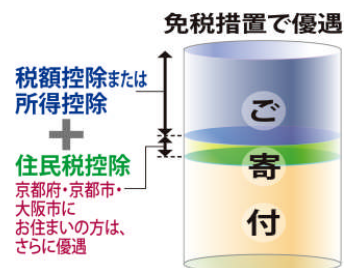


京都府、京都市、大阪市にお住まいの方はさらに住民税の控除が受けられます!

個人がその年に支出した寄付金の額が2千円を超える場合で、住民税を納税されている自治体が認定した学校法人に寄付された場合は、住民税の控除を受けることができます。

免税措置の手続き方法

ご寄付後に本法人が発行する「寄付金領収証」と「税額控除及び特定公益増進法人の証明書写」を確定申告時に所轄税務署へご提出ください。



個人情報についてのお知らせ

申込書にご記入いただいた情報は、個人情報保護法その他関連する法令等を遵守し、以下の目的以外に使用いたしません。

- ・芳名録の作成(匿名をご希望の場合は掲載しません)
- ・領収証の送付や事務上の連絡